

## 生活衛生事業功労者厚生労働大臣表彰区分

区 分	推 薦 者	推 薦 人 員	所 管 課
1 生活衛生関係功労者	都道府県知事 又は関係団体の長		生活衛生課
2 理容師美容師養成功労者	〃		生活衛生課
3 水道関係功労者	〃		水道課
4 建築物環境衛生功労者	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 又は関係団体の長	各道府県・指定都市・中核市 各1名 東京都 3名	生活衛生課

推 薦 基 準

1 生活衛生功労者

生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第2条第1項に規定する営業に関し、組織活動の推進、衛生措置の改善向上等に特に顕著な功績があった者であって、次の各号に該当するもの。

- (1) 功績に係る事業従事年数が当該年4月1日までに10年以上であること。
- (2) 年齢が当該年4月1日で50歳以上であること。
- (3) 原則として、都道府県知事又は(社)全国生活衛生同業組合中央会理事長の表彰を受けたことがあること。
- (4) 厚生省生活衛生局長表彰又は厚生労働省健康局長表彰を受けたことがある場合は、表彰から2年以上経過していること。

2 理容師、美容師養成功労者

現に理容師又は美容師の養成施設経営者又は教職員であり、理容教育又は美容教育の向上に特に顕著な功績があった者であって、次の各号に該当するもの。

- (1) 功績に係る事業従事年数が当該年4月1日までに10年以上であること。
- (2) 年齢が当該年4月1日で50歳以上であること。
- (3) 原則として都道府県知事又は(社)日本理容美容教育センター理事長の表彰を受けたことがあること。

### 3 水道関係功労者

水道の普及発展、水道に関する有益な調査研究、技術の改善若しくは発明発見又は水道行政に対する協力等に特に顕著な功績のあった個人又は団体及び水道事業、水道用水供給事業又は水道行政事業に従事し、抜群の功績があった個人であって、次の各号に該当するもの。

- (1) 水道関係事業従事年数が、当該年4月1日までに30年（首長にあつては水道関係団体の経歴が10年）以上であること。ただし、団体にあつては、事業歴が10年以上であること。
- (2) 個人の場合、年齢が当該年4月1日で50歳以上であること。
- (3) 原則として、都道府県知事又は関係団体の長の表彰を受けたことがあること。

### 4 建築物環境衛生功労者

建築物環境衛生技術の向上、業界の指導育成等に特に顕著な功績があった者であつて、次の各号に該当するもの。

- (1) 建築物環境衛生に関する有益な研究、考案を行い事業の発展に顕著な功績があつた者又は建築物環境衛生関係団体における業界の指導育成等の功績に係る事業従事年数が当該年4月1日までに10年以上である者であること。
- (2) 年齢が当該年4月1日で50歳以上であること。
- (3) 原則として、都道府県知事又は関係団体の長の表彰を受けたことがあること。

別添

提 出 書 類 (各 1 部)

1. 都道府県知事・指定都市市長・中核市市長又は関係団体の長の具申書
2. 表彰区分ごとに推薦順位を付した書類
3. 推薦調書 1 部
  - (1) 功労者 (個人) (別紙様式 1 によること)
  - (2) 水道関係功労者 (団体) ( " 2 " )
4. 履歴書 1 部 ( " 3 " )
5. その他 1 部
  - ・ 選考に参考となる書類

別紙様式 1

年度 ( ) 関係功労者推薦調書 (個人用)

都道府県等名 :

推薦順位	(ふりがな) 氏 名	性別	生年月日 及び年齢	年 4 月 1 日現在 (満 歳)
現住所	本籍			
所属及び 役職名				
推薦事項				
賞 罰 歴			功 績 内 容	
年月日	主 体	罰の内容及び理由		
(備考)				
略 歴(功績に関係あるもの)				
期 間		事 項		
年 月～年 月(年 月)				
年 月～年 月(年 月)				
年 月～年 月(年 月)				
事業又は勤務年数		年 月		
所属課及び担当者	部(局)	課(室)担当者		
		電話 ( )		

(注)

1. 表題 ( ) 内に生活衛生、水道関係別に功労者の区分を記入すること。
2. 「推薦事項」欄には、功績の概要を50字以内にまとめて記入すること。
3. 「賞罰歴」欄には、道路交通法又は公職選挙法違反等についても必ず記入すること。また、都道府県におけるこの種の表彰制度のない場合は「備考」として「表彰制度なし」と記載すること。

都道府県等名

推薦 順位	(ふりがな) 団 体 名	(ふりがな) 代 表 者 名		
主な事業所の所在地 (電話 )		団 体 設 立 年 月 日		
団体の事由		表 彰 歴		
		年 月 日	主 体	表 彰 理 由
推薦理由	該当する推薦基準			
推薦する功績の概要				
				事業等の継続年数 年

(注)「推薦順位」は、個人及び団体を通じての順位番号を記載する。

履 歴 書

年4月1日現在

		(ふりがな) <span style="float:right">男 女</span>
		氏 名 <span style="float:right">印</span>
		年 月 日 生(満 歳)
本 籍		
現住所		

年 月	事 項

## 13. 生活衛生営業経営特別相談員功労者に対する健康局長感謝状について

### 生活衛生営業経営特別相談員健康局長感謝状贈呈要領

平成14年9月26日制定

#### 1. 趣旨

都道府県生活衛生営業指導センター設立の節目の年（10年毎）において、生活衛生営業経営特別相談員として、永年、生活衛生関係営業の経営指導、育成に精励し、その功績が特に顕著と認められる者に対し、感謝の意を表することにより、生活衛生関係営業の衛生水準の向上及び経営の健全化の活動を促進する。

#### 2. 対象者

都道府県知事から委嘱を受けた生活衛生営業経営特別相談員であって、都道府県生活衛生営業指導センターの行う経営相談指導事業に貢献し、特に顕著な功績を有する者のうち、次の各号に該当するもの。ただし、過去に叙勲、褒章を受章した者、厚生労働大臣の表彰（感謝状を含む。）及び厚生労働省健康局長の表彰（感謝状を含む。）を受けた者は除く。

- (1) 同功績により、都道府県知事の表彰又は感謝状を受けた者
- (2) 2期6年以上その職にある者

#### 3. 候補者の推薦

都道府県知事は、前記2に該当する者の中から、候補者を推薦するものとする。

なお、推薦は、別紙様式「生活衛生営業経営特別相談員厚生労働省健康局長感謝状推薦調書」及び「履歴書」その他功績内容の参考となる資料を添付し、厚生労働省健康局長あてに（送付先：健康局生活衛生課）、感謝状の贈呈日の3ヶ月前までに1部を提出するものとする。

#### 4. 候補者の数

候補者の推薦は、都道府県ごとに、原則として各業種単位に1名以内とする。

#### 5. 感謝状受賞者の決定

前記3により推薦のあった者の中から厚生労働省に設ける選考委員会において審査のうえ、厚生労働省健康局長が決定する。

#### 6. 感謝状の贈呈

感謝状の贈呈は、都道府県生活衛生営業指導センター設立の節目の年（10年毎）に行う記念行事の式典等の場で行う。